

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2025年

The power to change

えひめ有限責任監査法人

2025年12月発行

目次

01 トップメッセージ	3
02 事務所概要	5
03 品質管理基盤	6
① 監査品質に関する責任、方針及び手続	6
② 職業倫理の遵守	6
③ 監査契約の新規の締結または更新の方針及び手続	7
④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続	8
⑤ 業務の実施	8
⑥ 品質管理のシステムの監視	11
⑦ 監査事務所間の引継の方針及び手続	12
⑧ 共同監査の方針及び手続	13
⑨ 非監査業務と独立性	13
⑩ 品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセス	14
⑪ 外部機関によるモニタリング及び改善プロセス	14
04 組織・ガバナンス基盤	16
① 組織図	16
② 経営機能の確保と主体的な関与	17
③ 開放的な組織文化・風土	17
④ 経営機関の実効性確保	18
⑤ 外部の知見の活用	18
⑥ 組織的な運営の改善	19
05 人的基盤	20
① 非常勤者の利用	20
② 専門要員の採用、評価及び社員登用	22
③ 専門要員の兼業	23
④ 教育訓練	23
06 IT基盤	24
07 財務基盤	25
08 國際対応基盤	26
① グローバルネットワークへの加盟状況	26
② 海外子会社等の監査	26
09 情報共有基盤	27
① 経営機関等の考え方の浸透	27
② 関与先との意見交換	27

③ 透明性の確保	28
④ 内部及び外部からの通報.....	28
別紙1 監査法人のガバナンス・コードの適用状況.....	29
別紙2 主要な被監査会社の名称	37

The power to change

01 トップメッセージ

当監査法人は2004年4月に設立し、主に愛媛県を中心とした四国の企業を対象に監査を行ってきました。現在では四国に本拠を置く監査法人のなかで最大規模の監査法人となりました。2024年7月には上場会社等監査人名簿に登録されました。

当監査法人は下記の経営理念のもと監査の品質の更なる向上に取り組み、企業や社会から信頼される監査法人を目指します。

【経営理念】

- ① 当監査法人は、監査における高い誠実性と透明性を維持し、企業が正確で信頼性の高い情報を提供できるようにします。
- ② 当監査法人は、監査法人としての社会的責任を自覚し、地域を支える企業や地域を活性化する企業の健全な運営と地域経済の発展に貢献します。
- ③ 当監査法人は、企業の特性に応じた質の高いサービスを誠実に提供することにより、企業との信頼関係を築きます。
- ④ 当監査法人は、構成員の専門性を高めるための教育と成長の機会を提供します。

当監査法人は、上記の経営理念を体現するために下記の行動指針を制定し、全ての構成員に周知しています。

【行動指針】

- ① 企業の真の利益とは何かを考えて業務を行うこと(経営理念①②③)
- ② 業務にあたっては基準・法令等を深く理解し、疑問が生じたら徹底的に調べること、考えること(経営理念①②)。
- ③ 企業と積極的にコミュニケーションを取り、企業を深く理解すること(経営理念①③)。
- ④ 監査はチームで行うものであり、そのためには自身が何をすべきか考えて業務を行うこと(経営理念①③)。
- ⑤ 公認会計士は単なるスペシャリストではなく、プロフェッショナルであることを自覚して業務を行い、自己研鑽に努めること(経営理念①②④)。
- ⑥ 一般常識を備えた健全な社会人であること(経営理念①②③④)。

当監査法人は、四国に本拠を置く監査法人のなかで最大規模かつ唯一上場会社の監査を行える監査法人であり、地域経済において重要な存在であると認識しております。監査の品質を向上させることはもちろんですが、当監査法人が永続し継続的に監査を行うことも重要であると考えています。監査を行うのは人間であり、監査を担う人材の確保が重要です。人口減少が著しい地方では人材確保が困難な状況ですが、「監査の質の向上」とともに「人材確保」に取り組み、公認会計士の使命を果たせるよう努力いたします。

本報告書が、当監査法人の監査品質のマネジメントへの取り組みをご理解いただく一助になれば幸いです。

代表社員・最高責任者
中越 公平

The power to change

02 事務所概要（2025年6月30日現在）

設立 2004年4月5日

社員構成	代表社員	中越公平	社員	山崎 誠
	社員	木本 敦	社員	近藤 壮
	社員	渡辺 修	社員	別府 淳
	社員	森本洋右	社員	吉田直輝
メンバー	社員			8名
	専門職員			20
	(うち公認会計士)			(17)
	(うち公認会計士試験合格者等)			(2)
	(うち監査補助職員)			(1)
	事務職員			1
	合 計			29名
外部監事				1名
顧問(専門的見解の問合せ先)				2名
関与先				
	金商法・会社法監査			4社/法人 (うち東証スタンダード3社)
	金商法監査			1
	会社法監査			11 (うち TPM 上場会社1社)
	学校法人監査			2
	その他の法定監査			9
	その他の任意監査			2
	合 計			29社/法人
事務所	(主たる事務所)			
松山事務所	愛媛県松山市三番町7丁目6番地10 西三番町ビル5階			
	電話 : 089-935-7670			
	電子メール : info@e-audit.jp			
(従たる事務所)				
高松事務所	香川県高松市磨屋町6番地5 のぞみビル7号室			

03 品質管理基盤

① 監査品質に関する責任、方針及び手続

当監査法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「監査の品質管理規程」において不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、これに則って品質管理システムを整備し運用しております。

これらの品質管理に関する最終的な責任は法人代表者にありますが、品質管理担当責任者は品質管理システムを整備・運用に関する責任及び不正リスクに関する責任を負い、モニタリング責任者は品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセスに関する責任を負います。また、監査責任者は品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負います。

② 職業倫理の遵守

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、①誠実性、②客觀性、③職業的専門家としての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤職業的専門家、としての行動の5原則を「監査の品質管理規程」に定めております。

監査責任者は自ら5原則を遵守するとともに、専門要員がこれらを遵守することについて周知徹底を図っております。

また、毎年8月に「インサイダー取引防止の誓約書」の提出を求めてインサイダー取引の防止にも努めています。

誓約書の提出率	
2024年8月実施	2025年8月実施
100%	100%

（1）独立性の保持

当監査法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」に独立性の保持の方針及び手続を定めております。

具体的には、毎年8月に倫理規則実務ガイドンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイドンス）」の提出を求めて独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

阻害要因が識別された場合は、阻害要因を除去するか、阻害要因を許容可能な水準にまで効果的に軽減するためにセーフガードを適用することとしております。

■独立性の確認

	2024年8月実施	2025年8月実施
回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

（2）報酬依存度

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において社会的影響度の高い事業体である特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が、2年連続して15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当監査法人の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビューを受けるというセーフガードを適用することとしています。また、当監査法人は、5年連続してこのような状況が継続する場合は、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任しなければならないと定めています。

なお、詳細な情報は、「07財務基盤」をご覧ください。

（3）ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

大会社等の監査業務においては、監査責任者、その他の監査業務の主要な担当社員及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバル（クーリングオフ）期間として筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、その他の監査責任者及びその他の監査業務の主要な担当社員は2会計期間を必要としております。また、ローテーションの確実な実行のため「ローテーション管理表」を作成して、ローテーションの実施状況を管理しております。

ローテーションが適用されない監査業務については、監査責任者が長期期間にわたり同一の監査業務に従事している場合は、「完了した監査業務の検証」等のセーフガードを適用し、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減することとしております。

③ 監査契約の新規の締結または更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結または契約を更新することを合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」、「審査規程」及び「新規契約マニュアル」に方針及び手続を規定し、契約の内容、

受嘱に至る経緯、受嘱の条件とリスク、人員の確保、会社概要、経営者の誠実性などを検討し、関連する職業倫理に関する規程を遵守できるよう、社員会で監査契約の新規の締結を、審査担当者による審査で監査契約の更新を判断しております。ただし、契約リスクが高いと審査担当者が判断した監査契約の更新については社員会で審査を実施しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して監査契約の新規の締結または更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて社員会もしくは審査担当者が評価の妥当性を検討しております。

④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、業務の遂行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材を専門要員として採用し業務に従事できるように、人事に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

専門要員の能力及び適性を高めるために継続的な研修の必要性を強調し、必要な研修の機会を提供するとともに、毎年、日本公認会計士協会からCPD履修結果通知書を入手して継続的専門能力開発制度で定める必要な単位数を履修していることを確かめております。

また、専門要員の能力及び職業倫理の遵守状況を正当に評価し、それぞれの監査業務には、必要とされる能力及び適性を有する専門要員を選任しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するとともに、各専門要員の不正に関する知識及び能力を考慮して選任しております。

なお、専門要員の詳細な情報は「05 人的基盤」をご参照ください。

⑤ 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイドンス等を参考として、監査チームへの指揮、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査調書の管理・保存、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び各種マニュアル・様式・管理表等に定め、これらに基づいて

監査業務を遂行しています。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査基準報告書等の要求事項に準拠した方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、追加的な監査手続を実施しております。

（2）専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解の相違がある事項に関して、適切に専門的な見解の問合せの実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」と「専門的な見解の問合せマニュアル」に定め、これらに基づいて監査業務を遂行しております。

当監査法人は、監査業務・会計基準等に精通した外部の公認会計士及びIT分野に精通した外部の公認会計士と顧問契約を行い、専門的な見解の問合せへの対応に備えております。職業倫理に関する問い合わせ先は日本公認会計士協会の倫理相談窓口としており、法令その他の分野の専門家が必要となった場合には、顧問契約をした公認会計士から紹介を受ける契約を結んでおります。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて監査チームが専門的な見解の問合せを行って検討し、審査担当者及び品質管理責任者は専門的な見解の問合せの結果判断した監査チームの最終的な結論についての評価を実施しております。

（3）監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、当該判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならないこととしております。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、社員会で審査して監査上の判断の相違を解決しております。

(4) 審査の方針及び手続

原則として、すべての監査業務を審査の対象とし、審査に関する方針及び手続は「審査規程」に定め、使用する様式も「審査資料」として定めております。

- ・新規契約審査はすべて社員会で審査を行います。
- ・契約更新審査、計画審査、意見審査は原則として審査担当者が行いますが、契約リスクが高い場合、監査責任者と審査担当者の間に見解の相違が乗じた場合等には社員会で審査を行います。
- ・審査を実施すべき時期についても定めています。
- ・審査担当者が実施すべき手続及び審査担当者が閲覧すべき監査調書を定めています。
- ・審査が完了しない限り、監査報告書を発行できないこととしております。
- ・審査担当者の適格性を定め、上場会社の審査担当者は公認会計士登録後上場会社の監査経験が3年以上ある社員としています。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当監査法人では、社員会での計画審査及び意見審査を実施することになっております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」で定めております。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにファイルにまとめ、監査報告書日後60日以内に速やかに調書を整理し登録しております。

当監査法人の監査調書は紙媒体ですが、社員会で指定された一定の規模以上の関与先の監査調書についてはPDF化し、当該PDFファイルについては品質管理担当責任者の管理下に置いて、追加・変更ができないようにしております。

監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保できるように管理しております。

監査調書は、「情報セキュリティ対策規程」において10年間保存するものとしております。

(6) 監査責任者全員の交代の方針及び手続

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の対応は「監査の品質管理規程」に定めており、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達していることを確認しております。

⑥ 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する「日常的モニタリング活動」及び監査業務の「定期的なモニタリング活動」を行っております。「日常的モニタリング活動」はモニタリング責任者が担当し、「定期的なモニタリング活動」の担当者は監査業務の実施及び審査に関与しない者から選任しております。

「日常的モニタリング活動」については、主に以下のような事項を実施しています。

- ・新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当監査法人が定める品質管理の方針及び手続への反映の状況
- ・独立性の保持の方針及び手続の遵守についての確認
- ・継続的な職業的専門家としての能力開発状況
- ・監査契約の新規の締結及び更新が適切に行われているかの確認
- ・品質管理システムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する専門要員への伝達

「定期的なモニタリング活動」については、検証サイクル(3年に1回)を定め、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対し少なくとも一つの監査業務を検証の対象として「完了した監査業務の検証」を実施しております。上場会社については、上場会社の監査業務の経験のある外部の公認会計士に検証を委託しております。検証の結果は、品質管理担当責任者が取りまとめ社員会に報告しております。

■完了した監査業務の検証（定期的な検証）

	2023事業年度 (2023年7月～2024年6月)	2024事業年度 (2024年7月～2025年6月)
実施数	6社	7社
重要な不備	0件	0件

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査業務における不正リスクへ

の対応状況について、「定期的なモニタリング活動」で確かめております。

（2）識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

「日常的モニタリング活動」及び「定期的なモニタリング活動」によって不備が発見された場合、モニタリング責任者は、その影響を評価して適切な是正措置をとるとともに、結果を監査責任者及び社員会に報告しております。

上記品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に監査チームが行った重要な判断を含む領域に関する、又は影響を与える可能性のある不備に関する資料（例えば、「完了した監査業務の検証（定期的な検証）のチェックリスト」）は品質管理担当責任者から監査責任者に提供され、計画審査又は意見審査において審査資料の一部として、審査担当者の審査を受けております。

（3）不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するため、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てができるように「内部通報制度運用規程」を定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに関連する情報を受け付け、監査責任者、審査担当者及び品質管理責任者に伝達するとともに、監査責任者は検討結果を品質管理担当責任者に報告しております。品質管理担当責任者は監査チームからの報告を検討し、社員会に報告しております。

⑦ 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

監査責任者は、当監査法人の方針及び手続に準拠して引継を行い、監査人の交代に関する監査業務の引継において専門要員を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持していることを確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめております。また、監査責任者は、実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告しております

不正リスク対応基準が適用となる監査業務については、監査チームが実施した引継の状況を品質管理担当責任者に報告しております。

⑧ 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

当監査法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

⑨ 非監査業務と独立性

非監査業務の経験は、社員及び専門職員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会として重要と捉えておりますが、監査業務の遂行に支障のない範囲において受嘱する方針であることから、「07 財務基盤」に記載の通り非監査業務の比率は小さくなっています。

被監査会社への非監査業務の提供については、当該非監査業務の責任者が法令等により監査証明業務と同時に提供することを禁止された非監査証明業務又は自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないことを確認するとともに、監査責任者及び品質管理担当責任者に伝達し、事前承認を受けております。

また、非監査業務の業務執行責任者は、当該非監査業務によって被監査会社へ提供された成果物が事前承認を受けた内容と一致していることを確かめるとともに、成果物を品質管理担当責任者に提出しております。

非監査業務については当監査法人の社員及び専門職員の兼業を認めておりますが、「監査の品質管理」にその方針及び手続を定めており、「監査人の独立性チェックリスト」や人事評価を通じて当監査法人の社員及び専門職員に対して職業倫理及び独立性の規定の遵守を求めるとともに、独立性を阻害する要因となる状況や関係に気がついた場合は、速やかに品質管理担当責任者に報告することとなっています。また、社員自ら受嘱する非監査業務については、一定の場合は品質管理担当責任者の事前承認が必要で、依頼人が当監査法人の被監査会社である場合は受嘱できないことになっています。

当監査法人の社員及び専門職員は毎年、職業倫理及び独立性の規定の遵守のため、職業倫理に関する研修を受講しております。

⑩ 品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセス

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるために、モニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

モニタリング責任者は品質管理システムの整備及び運用の状況に関するモニタリングを実施して、識別された不備及び不備に対処するための是正措置に対する評価を実施します。

モニタリング責任者は、各自がその責任に応じて迅速かつ適切な措置を講じるために、最高経営責任者及び品質管理担当責任者に対してモニタリングの内容・不備とその重大性及び広範性・是正措置を報告するとともに、監査チーム及び品質管理活動の実施者に対しても伝達します。

⑪ 外部機関によるモニタリング及び改善プロセス

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1度実施されます。品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

なお、品質管理レビューの種類には、「通常レビュー」「特別レビュー」「登録の審査のためのレビュー」の3種類があり、それぞれ、以下の目的に応じて実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの目的
通常レビュー	原則 3 年に一度	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時の	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認
登録の審査のためのレビュー	要請があったとき	監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況の確認

（2）公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結束通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

公認会計士・監査審査会が実施する審査及び検査は、監査事務所が表明した個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図っていくことを目的としています。

このため、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、公認会計士・監査審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

（3）外部検査による処分状況

外部検査による処分	
設立以降、現在までの金融庁による行政処分	設立以降、現在までの品質管理レビューの結果に基づく措置
0 件	0 件

（4）モニタリングの結果とその対応

当監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューまたは公認会計士・監査審査会の検査において指摘された事項については、その原因を分析し、社員会で対応方針を決定するとともに、集合研修等で周知徹底を図り、適切な改善を行っています。

また、外部機関によるモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に監査チームが行った重要な判断を含む領域に關係する、又は影響を与える可能性のある不備に関する資料（例えば、「品質管理レビューのチェックリスト」）は品質管理担当責任者から監査責任者に提供され、計画審査又は意見審査において審査資料の一部として、審査担当者の審査を受けております。

04 組織・ガバナンス基盤

① 組織図

当監査法人では、監査法人の運営上の事項や品質管理に関する重要な事項は全て社員会で決議ないしは社員会に報告することとしております。

当監査法人は、代表社員が最高責任者として、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を有し、当監査法人の品質管理システムに関する説明責任を負うこととしております。また、当監査法人は、品質管理委員会を設置し、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は、品質管理担当責任者が負い、また、品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセスに関する責任は、モニタリング責任者が責任を負うこととしております。



注 1：高松事務所は、松山事務所と一体運営しているので記載しておりません。

注 2：監査業務にも従事しております。

注 3：上場会社の監査業務の経験があり、現在上場会社の取締役(監査等委員)に就任している公認会計士 1 名を選任しております。

② 経営機能の確保と主体的な関与

当監査法人では、経営目的を遂行するために、社員会を最高意思決定機関として、次の各号に定める部門等を設置し、各社員には機能ごとの役割を分担して経営機能を確保しております。

- ・最高責任者
- ・品質管理担当責任者
- ・モニタリング責任者
- ・情報セキュリティ担当者

社員会は、当監査法人の社員会規程に従って、繁忙期である5月を除き、毎月1回開催し、法人運営に関する重要事項の協議決定のほかに、品質管理に関する事項の協議決定も行っております。なお、必要ある場合には臨時社員会を開催し、適時に重要事項の協議決定が行える体制を整備しております。

当監査法人では、品質管理システムの整備運用に関する責任者（不正リスク含む）及びモニタリング及び改善の運用に関する責任者は、当監査法人の監査の品質管理規程に定める事項につき、他の社員・専門職員の補助を受けて業務を遂行しております。

社員会での決定事項等のうち、全構成員に徹底させる必要のある事項は、必要に応じて発信するとともに、法人内研修やチームミーティング等を通じて共有化を図り、法人運営に主体的に関与する組織風土を醸成しております。

③ 開放的な組織文化・風土

当監査法人は松山事務所と高松事務所の2拠点体制となっているものの、社員数は8人と組織規模は小さいため、原則として月に1度「社員会」を開催してリモートも含めて全社員が出席し、情報を共有し積極的な議論を行って、重要な事項について決定しております。

社員会で議論された事項は、必要に応じて構成員にも伝達するとともに、研修として取り組むべきと考えられる事項は全体研修等で伝達し、積極的な意見交換の場を設けるなど、誰もが発言できる開放的な雰囲気を醸成するよう努めております。

また、品質管理委員会においては、品質管理責任者及びモニタリング責任者並びにそれらを補助する社員・専門職員が監査の品質向上のために積極的な意見交換と議論を行い、その結果を社員会ないし専門職員にフィードバックされる体制としております。

④ 経営機関の実効性確保

当監査法人の各社員の担当領域は、それぞれの知識・経験・適性を考慮して、社員会で決定しております。

当監査法人は社員 8 名という規模に対して実効性のある社員相互の牽制を基礎とした運営を行っており、最高責任者の掲げる経営理念の下で、監査の品質の向上を目指すために、社員同士が互いの業務に関心を持ち、十分に活発な議論を通じて経営機関の実効性を確保するよう努めています。

また、外部監事、顧問(専門的見解の問合せ先)及び日本公認会計士協会等の外部の意見を活用するなど、監査法人としての運営に偏りがないよう努めています。

⑤ 外部の知見の活用

当監査法人は、上場会社の監査業務の経験があり、現在上場会社の取締役(監査等委員)に就任している外部の公認会計士 1 名を外部監事として選任しております。

外部監事は監査法人のガバナンス・コードに定める独立性を有する第三者であり、以下の職務を行っています。

- ・経営機能の実効性に資する助言
- ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

外部監事は社員会に出席するほか、社員・専門職員等との面談や資料等の閲覧の権限を有しております、当監査法人は外部監事に対し適時に情報提供をする義務を負っています。

なお、外部監事の「独立性」については、「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求めて独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。また、当然のことながら外部監事は、当監査法人の社員、専門職員及び顧問(専門的見解の問合せ先)を兼務することはできません。

⑥ 組織的な運営の改善

当監査法人は、当監査法人のガバナンス・コードの適用状況や監査品質の監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価いたします。

当監査法人は、監査法人の内外の意見交換から得られた有益な情報、各種のモニタリングの評価結果、本報告書の作成過程で得られた情報、監査法人のガバナンス・コードへの適用状況の検討結果及び第三者の知見や監督評価機関の助言等を積極的に活用し、監査品質のさらなる改善及び組織的な運営の改善に向けて、社員会を中心に全構成員が一丸となって努力をしていきます。

05 人的基盤

① 非常勤者の利用

2025年6月末現在、当監査法人の専門職員はすべて非常勤者です。過去に「会計・監査ジャーナル」や当監査法人のホームページで求人情報(常勤及び非常勤)を掲載しておりますが、これまで非常勤での応募しかありませんでした。

当監査法人の非常勤の専門職員は大手監査法人出身者が大部分を占めておりますので、一定の監査経験を有する資格者に対し適切な教育訓練をすることにより、監査の品質の向上は達成可能であると判断しております。

なお、2025年9月より大手監査法人での監査経験のある公認会計士1名を常勤者として採用する予定です。また、2025年10月より地方公共団体で社会福祉法人の監督業務に従事した経験のある公認会計士試験合格者1名も常勤者として採用する予定です。今後も常勤者採用を継続する予定です。

■構成員の状況

当監査法人の構成員区分別の平均年齢、人数、大手監査法人勤務経験は下記の通りです。大手監査法人出身のベテランの公認会計士が主体となっており、無資格の専門職員は極めて少数です。

【2024年6月末現在】

区分	平均年齢	人数(A)	うち大手監査法人出身者の人数(B)	割合 (B/A×100)
社員	55歳	7名	6名	86%
専門職員				
公認会計士	46	19	18	95
試験合格者	40	2	2	100
平均／合計	48	28	26	92

無資格の専門職員	0名
----------	----

【2025年6月末現在】

区分	平均年齢	人数(A)	うち大手監査法人出身者の人数(B)	割合 (B/A×100)
社員	56歳	8名	8名	100%
専門職員				
公認会計士	46	17	16	94
試験合格者	47	2	2	100
平均／合計	49	27	26	96

注：社員は、前年同期に比べて1名減少、2名増加

公認会計士は、前年同期に比べて3名減少、1名増加

試験合格者は、前年同期に比べて1名減少、1名増加

無資格の専門職員	1名
----------	----

注：幼稚園の監査に従事

■金商法監査(連結あり)の構成員別監査時間

当監査法人の関与先のうち金商法監査(連結あり)の構成員別の監査時間を、日本公認会計士協会の監査実施状況調査(2024年度)と比較すると、監査責任者については当監査法人の割合が協会の調査より大幅に高く、補助者の「その他」については当監査法人の割合が大幅に低くなっています。

当監査法人は、一定の監査経験を有する大手監査法人出身の公認会計士が主体となって監査業務が遂行されていると判断しております。なお、平均時間については関与先の規模によって異なり、当監査法人の関与先は小規模ですので平均時間は少なくなっています。

【2023年度(2023年4月期～2024年3月期)】

	当監査法人の5社平均(注1)		協会の監査実施状況調査	
	平均時間(時間)	割合	平均時間(時間)	割合
監査責任者	430.0	34.2%	418.1	8.8%
補助者等				
公認会計士	714.4	56.7%	2,134.0	44.7%
その他(注2)	114.6	9.1%	2,216.3	46.5%
合計	1,259.0	100.0%	4,768.3	100.0%

注1：上場会社3社、非上場会社2社

注2:日本公認会計士協会の監査実施状況調査(2023年度)の3ページ目の「2023年度(2023年4月～2024年3月)」の「金商法(連結あり)」

注3：当監査法人の「その他」は、公認会計士試験合格者のみですべて大手監査法人出身者

【2024 年度(2024 年 4 月期～2025 年 3 月期)】

	当監査法人の 5 社平均(注 1)		協会の監査実施状況調査	
	平均時間(時間)	割合	平均時間(時間)	割合
監査責任者	357.7	27.0%	413.5	8.6%
補助者等				
公認会計士	716.2	54.2%	2,142.0	44.5%
その他(注 2)	248.5	18.8%	2,258.2	46.9%
合 計	1,322.4	100.0%	4,813.7	100.0%

注 1：上場会社 3 社、非上場会社 2 社

注 2:日本公認会計士協会の監査実施状況調査(2024 年度)の 3 ページ目の「2024 年度(2024 年 4 月～2025 年 3 月)」の「金商法(連結あり)」

注 3：当監査法人の「その他」は、公認会計士試験合格者のみですべて大手監査法人出身者

② 専門要員の採用、評価及び社員登用

非常勤の専門職員を採用する場合、年間 50 日以上監査に従事できる人を優先して採用しております。当監査法人での監査日数が年間 100 日以上となるような非常勤の専門職員については、当監査法人の監査日程を最優先するように依頼しています。当監査法人では毎年 7 月に翌年 6 月末までの監査日程を決定しますが、この監査日程に従って専門職員は往査を行います。やむを得ない事情により監査日程通りに往査できない場合は、別の日に往査を行う等の措置を講じています。

当監査法人は、経営理念及び行動指針に合致した「人事評価規程」を制定し、社員及び専門職員の評価を行います。

社員の評価の結果、社員としての適格性に欠ける者に対しては、社員会が本人に社員辞任勧告を行うこととしております。社員辞任勧告を受けた社員は速やかに辞任する旨の誓約書を社員会に提出しております。

専門職員の評価結果は、監査日数及び労働契約更新に反映させます。評価の低い専門職員については、翌年度の監査日数を減少させるか、翌年度の労働契約を更新しないことにしております。専門職員のうち社員としての適格性を満たす者については、社員に登用しております。

③ 専門要員の兼業

専門要員(社員及び専門職員)に兼業を認めておりますが、独立性のチェックリストを通して利益相反や独立性に問題がないことを確認しております。独立性のチェックリスト提出後、利益相反等が発生した場合には、速やかにその旨を甲に電子メール又は文書をもって報告する義務を労働契約書に記載しております。

④ 教育訓練

日本公認会計士協会の「継続的専門能力開発制度(CPD)」については、全ての義務者に年間 40 単位以上の取得を義務付けています。

■CPD の履修状況

	2023 年度 (2023 年 4 月～2024 年 3 月)	2024 年度 (2024 年 4 月～2025 年 3 月)
義務者	20 人	20 人
達成率	100%	100%
平均単位数	52.4 単位	53.4 単位

注：義務者の人数は、2024 年又は 2025 年 6 月末在籍者のうち、翌 7 月以降も社員又は専門職員を継続した CPD 履修義務のある公認会計士の人数を記載しております。

また、専門要員が受講すべき研修(当年度の基準等の改正、インサイダー取引、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティ等)を指定し、受講を義務付けております。

さらに、毎年 9 月等に法人内研修会を開催しています。公認会計士協会の委員会委員長・理事や企業会計基準委員会の専門委員を務めた経験のある公認会計士を講師に招き、最近の基準等の改正や不正事例等をテーマに研修を行っています。

開催日	主なテーマ	時間	方式
2024 年 9 月 6 日	不正会計と監査対応その他	6 時間	対面
2024 年 12 月 11 日	改正リース会計基準	3 時間	リモート
2025 年 9 月 5 日	循環取引、監査役と監査人の連携その他	6 時間	対面

06 IT基盤

当監査法人は、情報セキュリティ担当者(社員)を置き、下記の規程類を制定し、全ての専門要員に周知し、遵守を義務付けております。

- ・「情報セキュリティ基本方針」
- ・「情報セキュリティ対策規程」
- ・「クラウドサービス利用規程」
- ・「クラウドサービス安全利用チェックシート」
- ・「貸与パソコン使用規程」
- ・「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」
- ・「情報セキュリティポリシー遵守状況報告書(遵守誓約書)」
- ・「テレワーク規程」

全ての専門要員は、当監査法人が貸与したパソコンを使用して監査業務を行っております。各専門要員に1台のパソコンを貸与しておりますが、上場会社の監査に従事しない一部の専門職員は、共用パソコンを使用して監査業務を行っております。

2024年9月中旬から、パソコンに電子データが残らないシステム(Eugrid 社の True Office)の運用を開始しております。全ての電子データは信頼のおけるクラウドサービス(Box)のみで保存し、パソコンには残っておりません。

仕訳テストについては仕訳データ量が少ない場合はExcelで、それ以外は専用のソフトウェア「IDEA」を利用してしております。

当監査法人は電子調書システムを導入しておりませんが、公認会計士法上の大会社等を含む一定の関与先については紙媒体の監査調書をPDF化し、監査調書の整理期限経過後の追加・変更を防止する体制しております。

なお、2026年の前半には、電子調書システムを導入する予定です。

07 財務基盤

当監査法人の直近 2 期間の財政状態及び損益の状況は下記の通りです。第 22 期（2024 年 6 月期）は、人件費の増加、監査業務に使用するパソコンの入替やパソコンのデータを残さないシステムの導入等の IT 関連費用の増加により、当期損失となっております。

(単位：千円)

内訳	第 21 期 2024 年 6 月期	第 22 期 2025 年 6 月期
監査証明業務収入	197,613	208,341
非監査証明業務収入	14,481	4,900
業務収入合計	212,094	213,241
当期純利益	3,622	△7,235
現金及び預金	55,679	52,965
総資産	95,042	88,706
負債(注)	60,446	61,346
純資産	34,595	27,360

注：金融機関からの借入金はありません。

当監査法人は、「監査の品質管理規程」に監査法人の独立性を維持するための「監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合」における対応を下記の通り規定しておりますが、報酬依存度が 15% を超えるような関与先との監査契約はありません。

【監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合】

- ① 2 年連続して依頼人に対する報酬依存度が 15% を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2 年目の監査意見を表明する前に、当監査法人の構成員ではない会員による監査業務に係る審査と同様のレビューを受けることとしております。
- ② 5 年連続して依頼人に対する報酬依存度が 15% を超える状況が継続する場合、5 年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することとしております。

なお、報酬依存度は「倫理規則実務ガイドンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイドンス）」の定めに基づいて計算し、分母となる会計事務所等の総収入には当監査法人の業務収入のほかに社員個人が受嘱した業務収入を含んでおります。

08 国際対応基盤

① グローバルネットワークへの加盟状況

日本の監査法人がグローバルネットワークへと加盟する利点としては、監査業務におけるツールやソフトウェアの利用、人材交流、リファーラル業務の獲得、被監査会社の海外子会社監査対応などが挙げられます。当監査法人は現時点において海外の他の監査人等の業務の利用を必要とする被監査会社との監査契約がないことから、特定のグローバルネットワークへの加盟は行っておりません。

② 海外子会社等の監査

監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。

当監査法人は他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、今後必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。なお、この場合には海外子会社等の監査人の独立性及び能力を評価し、メール及びオンラインでの面談により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。

09 情報共有基盤

① 経営機関等の考え方の浸透

当監査法人は、繁忙期を除きほぼ毎月開かれる社員会にて適時に共有しており、検討事項があれば議論を行っております。社員会には監査チームの主任を兼ねた監査責任者が出席するため、適時に監査の現場からの必要な情報が共有されます。

また、社員間では緊急性を有する事項は随時メール等で情報共有・協議を行っており、法人内で共有すべき事項は最高責任者又は品質管理担当責任者から関連のある構成員に対してメール等で発信されております。

当監査法人は、社員数は8人と少数であり、全員の顔が見える関係にあることから、監査法人全体の情報共有が都度行われております。

当監査法人の拠点は松山事務所と高松事務所の2拠点に分かれておりますが、松山を中心に一体運営をされており、常に監査の品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。

② 関与先との意見交換

当監査法人では、関与先の経営者や監査役等との複数回のコミュニケーションを行っており、経営者とのディスカッションにおいて、関与先を取り巻く内外の経営環境に関する状況の確認を議題に含める等、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行っております。

関与先の経営者や監査役等とコミュニケーションを行った結果については、監査調書として記録して、監査チーム内で共有し、監査チームメンバーの知識の蓄積・能力向上に努め、監査品質向上に繋げております。

また、当監査法人では、日本公認会計士協会による品質管理レビューなどの外部機関によるモニタリングの結果とその対応について要約した文書を関与先の監査役等に提出し、監査の品質の向上のために、積極的な意見交換を行っております。

③ 透明性の確保

当監査法人のガバナンス・コードの適用状況についてはホームページで開示しております。

適切に開示することで資本市場参加者等が当監査法人の品質管理への取り組みを適切に評価することができ、当監査法人への問合せも可能であるため、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等のステークホルダーである皆様から評価可能な体制になっていると考えております。

また、当監査法人の取り組みについて活発な議論を行い十分な理解が得られるように、更新の都度、監査品質のマネジメントに関する年次報告書を被監査会社に配布する予定であります。

④ 内部及び外部からの通報

当監査法人の監査業務等に関する不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を広く収集するため、ホームページに「ホットライン」を開設し、法人内部及び外部からの情報提供を受け付けております。

内部通報の取り扱いにあたっては、通報者が不利益を受けることがないように「内部通報制度運用規程」を定めております。

別紙1 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

項目	原則／指針の内容	当監査法人の適用状況の記載箇所	該当頁
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
指針 1－1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	01 トップメッセージ (コンプライ)	3
指針 1－2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	01 トップメッセージ (コンプライ)	3
指針 1－3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	01 トップメッセージ 05 人的基盤 ② 専門要因の採用、評価及び社員登用 (コンプライ)	3 22
指針 1－4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ③ 開放的な組織風土 (コンプライ)	17
指針 1－5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸	03 品質管理基盤 ⑨ 非監査業務と独立性 (コンプライ) 05 人的基盤 (コンプライ)	13 20～23

	念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。		
指針 1－6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	08 国際対応基盤 (エクスプレイン)	26
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
指針 2－1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ① 組織図 ② 経営機能の確保と主体的な関与 (コンプライ)	16～17
指針 2－2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	04 組織・ガバナンス基盤 ① 組織図 ② 経営機能の確保と主体的な関与 03 品質管理基盤 ⑤ 業務の実施（4）審査の方針及び手続 (コンプライ) 09 情報共有基盤 ② 関与先との意見交換 (コンプライ) 05 人的基盤 (コンプライ)	16 17 10 27 20～23

	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	06 IT 基盤 (コンプライ)	24
指針 2－3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ④ 経営機関の実効性確保 (コンプライ)	18
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3－1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ⑤ 外部の知見の活用 (コンプライ)	18
指針 3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ⑤ 外部の知見の活用 (コンプライ)	18
指針 3－3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への	04 組織・ガバナンス基盤 ⑤ 外部の知見の活用 (コンプライ)	18

	<p>関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 		
指針 3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ⑤外部の知見の活用（コンプライ）	18
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
指針 4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	09 情報共有基盤 ①経営機関等の考え方の浸透（コンプライ）	27
指針 4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	05 人的基盤 ②専門要員の採用、評価及び社員登用（コンプライ）	22
指針 4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験	03 品質管理基盤 ④専門要員の採用、	8

	<p>につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続 05 人的基盤 (コンプライ)</p>	20～23
指針 4－4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<p>09 情報共有基盤 ② 関与先との意見交換 (コンプライ)</p>	27
指針 4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<p>03 品質管理基盤 ⑥ 品質管理のシステムの監視（3）不服と疑義の申立ての方針と手続 (コンプライ) 09 情報共有基盤 ④ 内部及び外部からの通報（コンプライ）</p>	<p>12 28</p>
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
指針 5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	<p>09 情報共有基盤 ③ 透明性の確保 (コンプライ)</p>	28

指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 	<p>01 トップメッセージ (コンプライ) 3</p> <p>01 トップメッセージ (コンプライ) 3</p> <p>03 品質管理基盤 6~7</p> <p>②職業倫理の遵守 11</p> <p>⑥品質管理システムの監視 15</p> <p>⑪外部機関によるモニタリング及び改善プロセス 20~22</p> <p>05 人的基盤 23</p> <p>①非常勤者の利用 ④教育訓練 (コンプライ) 16</p> <p>03 品質管理基盤 6~15</p> <p>04 組織・ガバナンス基盤 17</p> <p>①組織図 ②経営機能の確保と主体的な関与 (コンプライ) 18</p> <p>04 組織・ガバナンス基盤 ⑤外部の知見の活用 (コンプライ) 13</p> <p>03 品質管理基盤 ⑨ 非監査業務と独立性 (コンプライ) 13</p>	
-----------	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた 取組みの実効性の評価 	06 IT 基盤 05 人的基盤 (コンプライ) 07 財務基盤 (コンプライ) 07 国際対応基盤 (エクスプレイン) 04 組織・ガバナンス基盤 ⑤外部の知見の活用 (コンプライ) 03 品質管理基盤 ⑩品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセス (コンプライ)	24 20~23 25 26 18 14
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に 	08 国際対応基盤 (エクスプレイン)	26

	<p>関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 		
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	09 情報共有基盤 ② 関与先との意見交換 ③ 透明性の確保 (コンプライ) 04 組織・ガバナンス基盤 ⑤ 外部の知見の活用 (コンプライ)	27 28 18
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	03 品質管理基盤 ⑩ 品質管理システムの整備及び運用に関するモニタリング及び改善プロセス 04 組織・ガバナンス基盤 ⑥ 組織的な運営の改善 (コンプライ)	14 19
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	04 組織・ガバナンス基盤 ⑥ 組織的な運営の改善 (コンプライ)	19

別紙2 主要な被監査会社の名称（2025年6月末現在）

【金融商品取引法・会社法監査】

- ・セキ株式会社 … 東証スタンダード上場
- ・ベルグアース株式会社 … 東証スタンダード上場
- ・セーラー広告株式会社 … 東証スタンダード上場
- ・株式会社伊予鉄グループ

【会社法監査】

- ・今治造船株式会社 … 公認会計士法上の大会社等
- ・檜垣産業株式会社 … 公認会計士法上の大会社等
- ・日鮮海運株式会社 … 公認会計士法上の大会社等
- ・日本総険株式会社 … 東京プロマーケット上場

以上